

指定訪問介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社STYが開設する、すまいるケア・ポライト（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問介護（訪問介護相当サービス）の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員」という。）が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護（訪問介護相当サービス）を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条

- 1 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(訪問介護相当サービスの運営の方針)

第3条

- 1 訪問介護相当サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 訪問介護相当サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況を把握し、個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性、柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 すまいるケア・ポライト
- (2) 所在地 千歳市あずさ5丁目2-13 ピュアパレスIIA102号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職 種	資 格	常 勤	非常勤(名)
管理者	看護師	1名(兼務)	0名

サービス提供責任者	介護福祉士	2名（専従）	0名
訪問介護員	介護福祉士	1名	1名専従
	ヘルパー1級		
	看護師		

（1）管理者

管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（2）サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

ア 訪問介護計画（予防訪問介護計画等）の作成、変更等を行い、利用者の申し込みに係る調整をすること。

イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

ウ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

エ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他のサービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

（3）訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- （3）サービス提供の曜日や時間は上記にかかわらず要相談とする

（事業の内容及び利用料等）

第7条

1 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- （1）身体介護
- （2）生活援助

2 訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- （1）訪問型サービス費（I）・・・1週に1回程度
- （2）訪問型サービス費（II）・・・1週に2回程度
- （3）訪問型サービス費（III）・・・1週に2回を超えた場合

3 前3項の費用支払いを受ける場合には、利用者又その家族に対して事前に文書で説明した上で、

支払いに同意する旨の文章に署名(記名)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っている時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、千歳市、恵庭市とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第10条

1 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前B号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条

1 事業所は、全ての訪問介護員等(登録型の訪問介護員を含む。以下同じ。)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画等を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は、機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年4回

2 事業所は、全ての訪問介護員に対し、健康診断等を定期的に確保する。

3 訪問介護員等は業務上、知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容に含むものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、合同会社STYと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。

この規定は、令和6年7月1日追加し施行する。